

# 行事の共催及び後援に関する取扱要領

県民文化部こども若者局次世代サポート課

(趣 旨)

第1条 この要領は、長野県（以下「県」という。）が県以外の者が行う少子化対策、子ども・若者育成支援関係行事を共催し、または名義後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行 事 講演会、講習会等の催しものをいう。
- (2) 共 催 行事の企画または運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後 援 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 主催者 行事を主催する団体をいう。
- (5) 共催者 主催者ととも企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担する団体をいう。

(名義)

第3条 この要領による共催又は後援の名義は「長野県」とする。

(主催者の承認基準)

第4条 主催者（共催者を含む。（以下同じ。））が、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体が主催するもの
- (3) 学校等の教育機関又はその連合体が主催するもの
- (4) 新聞、放送局等の報道機関が主催するもの
- (5) 前各号に掲げる以外の団体で、第5条及び第6条の基準に該当するもの

2 主催者（その構成員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 暴力団員又は暴力団その他の反社会的勢力である団体又は個人
- (2) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(行事内容についての承認基準)

第5条 行事の内容が、次に掲げるもの全てを満たすものであって、当該行事が確実に実施される見込みがあること。

- (1) 行事の内容が明らかに少子化対策、子ども・若者の育成支援に寄与するものであって、公益性のあるもので営利を目的としないものであること。

- (2) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められるものでないこと。
- (3) 行事の範囲が、県郡市等の範囲にわたるものであること。

(その他の基準)

第6条 その他、次の各号のすべてを満たすこと。

- (1) 行事の主催者の存在が明確であること。
- (2) 行事計画が明確で、主催者の行事遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (3) 行事関係者が、社会的信用のある者であること。
- (4) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について十分な設備および措置が講ぜられていること。
- (5) 入場料、出品料、参加料および返送料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について十分配慮がなされており、いやくも営利事業的のものでないこと。
- (6) 過去に共催し、または後援した行事については、この要領に定める承認の基準及び承認の条件を履行しているものであること。

(承認等の手続)

第7条 共催または後援を申請しようとする者は、次の事項を記載した長野県知事あての申請書を原則として、行事開催の30日前までに、次世代サポート課長に提出するものとする。

- (1) 申請者の住所、名称および代表者の氏名
- (2) 行事の名称
- (3) 行事の目的及び内容
- (4) 主催者、後援者の名称
- (5) 申請の理由
- (6) 行事の行われる場所および日程
- (7) 参加予定者数、参加範囲および参加の方法

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- (1) 主催者の役員名簿（ただし、国、地方公共団体の場合は不要。）
- (2) 主催者の定款、規約（ただし、国、地方公共団体の場合は不要。）
- (3) 行事の目的及び具体的な内容が記載された実施計画書又はこれに類する書類
- (4) 行事に係る収支予算書
- (5) 前各号のほか行事の承認に当たり必要と認める書類

3 承認又は不承認は、文書をもって通知するものとする。

4 申請した行事の内容に変更が生じたときには、共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、速やかに報告するものとする。また、重大な変更が生じたときは、申請書に準じた文書により変更申請すること。この場合、変更内容によっては承認を取り消すことができる。

5 第1項の申請又は前項の変更申請において、県が必要と認める場合には、主催者の活動について調査するものとする。

- 6 第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、主催者に法令に違反する行為が確認されたとき、その他県が不相当と認める場合には、共催及び後援の承認をせず、又は承認を取り消すことができる。

(実施結果の報告)

第8条 共催又は後援の承認を受けた行事の主催者は、行事の終了後30日以内に、当該行事の実施結果を報告するものとする。

(その他)

第9条 行事の共催にあたっては、県は他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。

- 2 申請のあった行事の実施に際して、県は原則として経費の負担はしない。
- 3 共催または後援の取り消しをしようとするときは、理由を明記した文書で行うものとする。
- 4 部局名又は課名による共催又は後援は行わない。

付 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この要領は令和5年4月1日から施行する。